○文部科学省告示第百五十二号

教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十七条第一項の規定に基づき、教育振興基本計画（平成三十年六月十五日閣議決定）を次のとおり定めたので、同項の規定に基づき、公表する。

平成三十年六月二十八日

文部科学大臣　林　芳正

教育振興基本計画

平成30年6月15日

閣　議　決　定

この計画は，教育基本法（平成１８年法律第１２０号）第１７条第１項に基づき，国会に報告するものである。